

天理市会計管理者の補助組織設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

天理市長

天理市規則第 号

天理市会計管理者の補助組織設置規則の一部を改正する規則

天理市会計管理者の補助組織設置規則（昭和40年7月天理市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、室に」の次に「主幹及び」を加え、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 主幹は、上司の命を受けて特定の事務を担当掌理する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。